

平成30年第1回美祢市議会定例会会議録（その8）

平成30年3月29日（木曜日）

1. 出席議員

1 番	末 永 義 美	2 番	杉 山 武 志
3 番	戎 屋 昭 彦	4 番	猶 野 智 和
5 番	秋 枝 秀 稔	6 番	岡 山 隆
7 番	高 木 法 生	8 番	三 好 睦 子
9 番	山 中 佳 子	10 番	岩 本 明 央
11 番	下 井 克 己	12 番	秋 山 哲 朗
13 番	徳 並 伍 朗	14 番	竹 岡 昌 治
15 番	安 富 法 明	16 番	荒 山 光 広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿 谷 敦 朗	議会事務局長補佐	大 塚 享
議会事務局主任	篠 田 真 理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 岡 晃	副 市 長	篠 田 洋 司
市長公室長	石 田 淳 司	総 務 部 長	田 辺 剛
総合政策部長	藤 澤 和 昭	市民福祉部長	大 野 義 昭
建設農林部長	志 賀 雅 彦	観光商工部長	西 田 良 平
総務部総務課長	佐々木 昭 治	総務部財政課長	竹 内 正 夫
市民福祉部地域福祉課長	内 藤 賢 治	市民福祉部高齢福祉課長	河 村 充 展
上下水道事業管理者	波佐間 敏	代表監査委員	重 村 暢 之
会計管理者	細 田 清 治	消 防 長	松 永 潤
美東総合支所長	東 城 泰 典	秋芳総合支所長	鮎 川 弘 子
教育委員会事務局長	金 子 彰	病院事業局管理部長	安 村 芳 武
上下水道局長	杉 原 功 一	病院事業局経営管理課長	古 屋 壮 之
上下水道局次長	三 戸 昌 子	教育委員会事務局 学校教育課長	長谷川 裕

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 37 号 美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給
条例の一部改正について
- 日程第 3 政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告について
- 日程第 4 少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告について
- 日程第 5 議員派遣について
- 日程第 6 議案第 17 号 平成 30 年度美祢市一般会計予算
- 日程第 7 議案第 58 号 美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正
について
- 日程第 8 議案第 59 号 美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の制定について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前0時05分開議

○議長（荒山光広君） これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、事務局からは、議事日程表（第8号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、高木法生議員、三好睦子議員を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前0時07分休憩

午前2時34分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第2、議案第37号美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 登壇〕

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） ただいまより、去る3月8日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案第37号美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の一部改正についてを委員全員出席のもと慎重に審査しましたところ、採決の結果、可否同数となり、美祢市議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長において、可決と決したところ
です。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見について御報告いたします。

まず、委員より、本条例改正は、行政の手續として、総合教育会議で審議されるべきであったと思うが、このたび、唐突に通学費補助の改正案及びこれに伴う予算案も出された。通学手段や通学距離等の基準について、幅広い視点から制度の検討をしなければ、今後、さまざまな問題点が出てくると思うが、いかがお考えかとの質疑に対し、執行部より、適正な学校規模の条件については、小学校は、おおむね4キロ以内、中学校は、おおむね6キロ以内という国の基準があります。このたび、教育充実都市を掲げる本市として、保護者の負担軽減及び地域間格差の解消の観点から、全市統一の補助制度とするため、遠距離の基準を3キロに設定したものです。

また、学校統合による、現行のスクールバスやスクールタクシーの基準との兼ね合い、また、ほかの補助水準を維持することも考慮しています。総合教育会議の議題として、諮るべき事項であったことは御指摘のとおりですが、新制度について、庁内協議等を重ねた結果、このたびの改正案となったものですとの答弁がありました。

また、委員より、児童・生徒の通学距離、通学環境には、若干の精査の必要があるのではないかと質疑に対し、執行部より、児童・生徒の通学距離については、何度もはかり直しの上、確定いたしました。今後も個別に調査を実施してまいりたいと思いますとの答弁がありました。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ただいま、委員長報告をお聞きしたんですが、報告されたのは、慎重に審議をいたしましたというわりには、質疑は、あの2点ぐらいしかなかったんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） お答えがいただけないようなので、もうちょっと、つけ加えさせていただきます。

まず、この議案は、市長の提案説明によりますと、格差をなくすというのが一つの……。それと、父兄の負担を軽減化したいというお考えだろうと思うんです。

そこで、その条例が一番のもとになるわけですので、まず、参考資料には、恐らく現行条例もあったと思うんです、現行条例、なかったですかいね、出ていません

でしたかいね。

いずれにしても、新条例の問題点、いわゆる財政的な問題、それから、何回も議論がありましたように、真の教育環境の整備というのは、どういうことなのかという議論があったかどうか。

それから、確かに、軽減、それから格差の是正ということになりますと、平等性の担保がどうできていたのか。あるいは、制度改正の行政手続については質疑があったというお話でした。お答えは、余りいいお答えじゃなかったんですが、こうした検証を委員会でしっかりやられたんなら、慎重審議という表現でいいと思います。

例えば、スクールバスと路線バスの役割分担による、効率的・効果的なネットワーク形成、こういう議論もあったかどうか。

それから、このような重要な案件を、議論もしないで可否同数であったから、委員長は賛成されて、議決されたというふうな報告だったと思います。この場合の委員長の権限というのはすごく大きいんです。委員長は、その場合、否決、可決、継続、三つの判断基準があると思うんです。

可決をされた最大の理由。というのは、3月7日に予算委員会で修正案が出るまで、議会はある意味では紛糾していたんです。にもかかわらず、そのことも参酌なしに、委員会を運営されたのかどうか。とりあえず、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 秋枝教育経済委員長。

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） 竹岡議員の質問ですが、私は、慎重審議をしたというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ばかにしないでください。

今の委員長報告で、慎重審議した——私はお尋ねしましたよ。制度改正の手続については、議論があったということで、平等性の担保、真の教育環境の整備効果、財政的な検証されたんですかとお尋ねしたんです。

そして、委員長が——いいですか、否決、可決、継続、三つの選択肢があるんです。にもかかわらず、3月7日、きょうまで21日間です。腹切っても退院してきますでしょ、そんな時間をかけてまでやりました。その3月7日の状況を踏まえな

がら、委員会を運営されるべきじゃなかったんですか。もう一回お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 秋枝教育経済委員長。

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） 時間的には、かなりかかっております。間で休憩を挟み、いろいろ審議いたしました。それで、こういう結果になったということで、中身につきましては、ここに会議録ありますけれど、かなりな時間をかけております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 再度お尋ねをいたします。

委員長は、可決、否決、継続という三つの選択肢があると、私、申し上げました。その中で、3月7日に予算委員会が、審議未了の状態で行われております。それを踏まえての委員会の運営、それから、その中で、財政的な問題——もう一回言いますよ——真の教育環境の整備としての効果、平等性の問題、そうした慎重審議をされましたかとお尋ねをしたんです。

○議長（荒山光広君） 秋枝教育経済委員長。

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） 私は、慎重な審議をしたというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） これは、もう委員長に言ってもだめだ。市民の皆さんが、もしこの放映を見られたら、何と情けない議会だなと思われると思いますよ。

いいですか、3月7日に、予算委員会が審議未了のまま、とまったんです。そして、2回も討論会もやりました。そうした中でも、せめて所管の委員会が、もう少し慎重に、幅広く、奥深く、審議すべきではなかったんかと、私は思います。でも、委員長の判断で、慎重審議であった。

それから、三つの選択肢があると申し上げました。それについても、お答えをいただけなかったんです。

私は、もし市長が教育の充実都市、あるいは子育て拠点都市とするならば、もっと大きなビジョンの中で、例えば、総合計画を変更してでも、実施計画を変更してでも、国に訴えて、大きな予算をとってきて、その中での組み立てなら、私たちも納得できるんです。そうした審議もなかったんでしょうか。

○議長（荒山光広君） 秋枝教育経済委員長。

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） 竹岡議員の言われることですが、私どもも、一生懸命審査いたしまして、休憩も挟み、時間もとり、慎重にしたつもりでございます。国の関係は、その辺は、話が出ませんでした。

以上です。

○議長（荒山光広君） 秋枝教育経済委員長、竹岡議員の質問にお答えになっていないと思うんですけども、委員長採決を判断された、三つの選択肢があった、その辺の判断はどうやったんですかという質疑だったと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。秋枝教育経済委員長。

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） 今考えれば、そういう選択もあったとは思いますが、私も、そこまでは考えが至りませんでした。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） これは委員長の権限ですから、三つのうち、どちらを選ばれたからいけないとは言っていないんです。

ですが、少なくとも、3月7日で予算委員会がとまったことは、委員長、御承知のはずだったと思うんです。ならば、それに関連した条例ならば、少なくとも、私が、もし委員長ならば継続を選びます。皆さんにお諮りをします。

そして、やっぱし、予算委員会と絡めながら——結果として、予算委員会のほうは討論会をやりましょうと、そして、この制度をもう少し深く掘り下げ、検討しましょうやということで、討論会を2回にわたってやったと思うんです。

我々会派も、勉強会も、当然、資料をつくって行いました。

そうした取り組みを、もう少しやられた上で、慎重に審議したとおっしゃるならば、私はいいいんですが、言葉だけで、休憩をとりながら、時間をかけたから議論が十分されたとは思っていませんし。やはり、短時間であっても、喧々諤々、やるべきだったんじゃないかなと。

最後に、賛成的な話も出ないまんまだったんです。ですから、市民の皆さんには——何ぼじゃったんか知りませんが、可否同数だったわけでしょう、委員さんが偶数だから。それで、可否同数だから、委員長が可決を選ばれたと、そういうことでしょう……いや、ええ、もうやめます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第2、議案第37号美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 議案第37号ですが、先ほど委員長の報告がありましたように、委員会は、委員長の判断で可決をされたということです。このことにつきましては、先ほどの予算委員会で、市長に対する質疑の機会を委員長の判断で与えていただきまして、多くの意見が出たところであります。

しかしながら、多くの意見が出るたびに、なかなか理解ができないといいますが、しにくいところが多々ありました。果たして、公平になったのかという点もたくさんありました。これ、条例改正案ですから、これがもとで予算がつくわけですが、先ほど、多くの財政的な問題、それから、教育上の観点から。それから、果たして公平になったのかと、この制度改正で公平になったのかというような点の議論はございました。

条例改正案について、一つだけ申し上げたいというふうに思うんですが、大きな制度改正を伴う、今回の議案であるというふうに認識をしております。それによる予算案も出てきました。3月議会に上程をされた、この条例改正案と、そして、同時に提出をされました新年度予算案、これが連動をします。

審議の過程において、実は、きょうまでかかっておるわけですが、果たして、十分な審議ができる余裕があったか、あるいは、市長が本当に、4月1日からこの制度を運用したい、執行したいと言われるのであれば、私は、半年なり、1年なり、もう少し、審議の過程、時間がとれるように、私は考えられた上で、提出をされるべきであるというふうに思います。

さらに、市民に対する、あるいは保護者に対する周知期間、これも必要だというふうに考えております。

結果的に、新年度予算案の本件にかかわる部分が、修正して可決をされております。そういうことをもって、この議案第37号につきましては反対の意見といたし

ます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。山中議員。

○9番（山中佳子君） この条例に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほどの、予算案の修正案に対する反対意見と重複するかもしれませんが、近年、統廃合された小中学校では、登下校は、スクールバスやタクシーで対応されていますが、合併前に統廃合された美東中学校では、市からの補助があるとはいえ、遠距離通学の生徒の保護者が定期バスの料金を負担されています。

その金額は、1人1カ月4,320円、年間5万1,840円の防長バス定期券代を、乗車距離に関係なく、一律に支払っていらっしゃいます。確かに、市からは、交付税分を差し引いた1人当たり5万円程度は補助されています。しかし、秋芳地域や美祢地域の大多数の保護者は、実費負担はありません。

合併後10年がたとうとしています、この地域間格差、保護者の負担の存在は、もっと早くに解消されるべき事案だったと思います。

今回、条例の改正を行い、通学補助の支給対象者を、片道、小学生4キロ、中学生6キロだったものを、3キロメートルと補助内容を拡充し、また、通学困難地域の救済等、美東地域だけではなく、全市で統一された補助制度が確立することは、大変有意義なことであり、旧1市2町の一体感をさらに醸成するものです。

美祢市の未来を考えれば、子育てに優しいまちづくり、若い人に残ってもらえるまちづくりは喫緊の課題です。子供たちの安全と保護者の安心の確保は、幾らかかろうと必ず必要なものだろうと思います。

以上の理由により、この条例案に賛成します。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 賛成から賛成になりますが、反対意見がないようなので、言わせていただきます。

この37号についてですが、賛成意見です。義務教育は、憲法で無償と定められています。遠距離通学や通学困難な地域に、負担を極力解消しようとするこの条例に賛成です。

以下、理由を述べます。

その一つとして、3キロ未満の人はどうするか、不平等ではないか、平等性の担保はどうするのかという議論もありましたが、それは、第2条の中の1に、おおむ

ね3キロ以上であるとして、規則で定める区域に居住する児童・生徒であり、一定の幅はあり、合理性はあると考えます。また、3項においては、不平等との御意見もありましたが、その他の事情により、市長が特に認める児童・生徒とあり、救済策はあります。

総合教育会議が開かれていないという御意見もありましたが、今回の議案37号については、通学費補助支給条例の一部改正についてであり、新たに条例をつくるという議案ではありません。既にある、条例の一部の改正であり、主要な議題ではなく、絶対に教育会議の議題にしないといけないというものではありません。

また、美祢市教育振興基本計画との整合性についての問題もありましたが、この美祢市教育振興基本計画は、事業を進める中で、事情によっては変更もあり得ると思います。それなりに柔軟な対応であってよいと思います。

この条例は、9月議会か12月議会に事前に出すべきではなかったかという意見もありましたが、予算があつてこそ、この条例改正で、12月に出せば補正予算になります。（「何を言っている」と呼ぶ者あり）3月の予算のときに同時に提出されても問題はないと考えます。

通学費の保護者負担をなくするという、この条例改正に賛成をいたします。議員の皆さん、御賛同をお願いいたします。（「議長、もう一回、言わしてえや。むちゃくちゃじゃん」と呼ぶ者あり）

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。（「2回はできんのかいね」と呼ぶ者あり）下井議員。（「賛成、続けていいですか」と呼ぶ者あり）それじゃあ、岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 私のほうから、この条例については、反対したいと思います。

今まで、竹岡議員、また秋山議員のほうから、今回、この3キロとした経緯というものが、それによって、新たな格差が生じてきている、この制度設計が、そうなされて、不公平感が出てきているということは言われました。

そして、自転車通学、美祢地域にあつては、3キロ、1万5,000円、自転車代として、ついておりますけれども、それが、この倍の6キロであっても1万5,000円。こういったさまざまな面で、こういった指摘もされておるわけでございます。

また、今回、総合教育会議に、この件については、諮られていないなど、行政上

の手續の瑕疵があるということで、特に、総合教育会議については、もう3年前から行われて、特に、予算とか、また条例、こういったものを入れ込む場合には、やっぱし、この総合教育会議に諮らないと、どうして、ちゃんとしたこの取り決めができるんじゃないかちゅうことに、非常に疑問が生じるわけでございます。

と同時に、今回、さまざまな面で、将来の財政についても与える、この固定費の上昇、こういったところについても、いろいろ指摘があったところでございます。

そういったところも全て踏まえながら考えていけば、今回のこの条例に対しては、反対ということで意見を申し上げさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。下井議員。

○11番（下井克己君） 委員会で賛成した者の一人として、意見を述べさせていただきます。

遠距離通学を行う児童・生徒に対し、通学に要する経費等を補助することにより、当該保護者の負担軽減を図り、若い世代の定住のために、また、他市への転出がないようにするためにも、この条例を賛成いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第3、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。

この際、特別委員長の報告を求めます。政治倫理条例に関する特別委員長。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 登壇〕

○政治倫理条例に関する特別委員長（高木法生君） ただいまより、去る3月19日開催の政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成28年6月30日に設置され、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の目的・趣旨、並びに条文等の具体的認識について、議会の合意形成

を図り、本市の現状に即した政治倫理条例の確立のため、委員会を8回、また研修会などを開催の上、議論を重ねてまいりました。

この間の議論は、まず、議会の権能、議員の責務など、基本的な部分について理解を深めることから始まり、その中で、識見者を招き、「議員の責務とモラルについて」と題した研修会を開催いたしました。

その後、政治倫理条例に関する過去の経緯や現行条例について、委員からさまざまな意見をいただきましたが、条例の内容精査に関する意見とは別に、条例そのもののあり方について、多くの意見が出されたところであります。

昨年9月に開催いたしました委員会において、それらの意見について、大きく4項目に集約いたしました。

一つ目として、既存する他の法令等を遵守することにより、議員の政治倫理は保たれるとする、条例不要の考え。

二つ目として、既存する他の法令等とともに、現行条例を遵守されれば、議員の政治倫理は保たれるとする、現行条例維持の考え。

三つ目として、条例に規定する政治倫理基準の曖昧さを解消し、将来における疑義の発生を防ぐため、逐条解説等を施す必要があるとする、現行条例の解釈の明確化を図る考え。

四つ目として、議員のみならず、市長を含めた、政治倫理条例の制定が必要であるとする考え。

今申し上げました、四つの意見については、昨年の12月、また、本年1月の委員会で検討いたしました。その結果、本特別委員会としては、条例の改廃等を行わず、現行条例を維持していくことを確認したところです。

また、このことについて、3月19日に開催した委員会において、本特別委員会としての答申（案）を委員に提示し、内容について、お諮りいたしましたところ、全会一致で承諾されております。

以上の結果を踏まえた本特別委員会の答申は、こののち、議長に提出することといたします。

これをもちまして、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告といたします。

なお、本特別委員会は、調査、審査の目的を達成いたしましたので、委員会を終結することを申し添えます。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 政治倫理条例に関する特別委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告を終わります。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第4、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。

この際、特別委員長の報告を求めます。少子高齢社会対策調査特別委員長。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 登壇〕

○少子高齢社会対策調査特別委員長（猶野智和君） ただいまより、去る3月19日開催の少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

委員会では、前回に引き続き、本特別委員会に設置しております、各分科会を事前に開催しておりますので、それぞれ会長より経過報告を求めました。

まず、高齢社会対策分科会会長より、執行部から、担当職員に出席いただき、まず、美祢市生涯活躍のまち構想及び基本計画の説明を受け、CCRC構想の考え方について、また、生涯活躍のまちと介護保険事業計画との関係性について、さらに、医療機関と老健・特養施設との連携についてなど、あらゆる観点から、高齢福祉にかかる意見が交わされたことの報告がありました。

次に、少子社会対策分科会会長より、少子化対策及び子育て支援にかかわる本市の施策につき、現場での課題抽出に努めるため、まずは、保育園、幼稚園等の保護者との意見交換会やアンケートの実施について、今後検討する旨、また、少子化対策の本質部分である、結婚、出産に対する施策や学校教育施策の研究も、同時に行っていくことを確認いたしましたとの報告を受けました。

以上で、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 少子高齢社会対策調査特別委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしたとおり、議員を派遣したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前3時10分休憩

午後2時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第17号平成30年度美祢市一般会計予算を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。

議案第17号平成30年度美祢市一般会計予算を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6、議案第17号平成30年度美祢市一般会計予算を議題といたします。本件に関し、常任委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、去る3月5日から本日にかけて開催いたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案第17号平成30年度美祢市一般会計予算について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、修正案を賛成多数で、また、修正部分を除く原案を全会一致で可決しております。

委員会修正案については、後ほど御説明いたします。

それでは、議案の審査過程において、市長に御出席いただき、総括質疑をいたしましたので、その内容の主なものについて御報告いたします。

委員より、秋吉台山焼き事業について、このたび、県からの補助金が10%程度の減額をされた。国定公園である秋吉台の山焼き事業を実施する美祢市に補助をするという考え方自体に疑問を感じるが、このことについて、いかにお考えかとの質疑に対し、市長より、秋吉台山焼きの補助事業に関しては、県よりゼロベースで見直すという通知がありました。本市としては大変困ることですので、秋吉台の環境整備に関することを重点項目の一つとして、知事に要望してきました。

秋吉台は国定公園ですので、本来は県の管理ですが、長い歴史において、慣例的に美祢市が引き受けて管理をしている現状です。これを、県がすぐに主導的に担うように変更するというのは、難しい状況ですが、今後も、今以上の補助について要望してまいりますとの答弁がありました。

次に、委員より、通学費の補助範囲を広げることによって、恒久財源の増額を伴うこと、また、新制度における遠距離通学の距離基準の格差について、どのようにお考えかとの質疑に対し、市長より、財政状況を見きわめ、財源の許す範囲内で予算を提出しています。また、格差是正として、現在は、旧美祢市、秋芳町、美東町とそれぞればらばらであった通学費の補助内容を、まずは、全市的に統一をしたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、結婚・新婚生活支援事業について、拡大、拡充のお考えはあるかとの質疑に対し、市長より、国の補助事業ですが、制度を一旦見直す時期かもしれません。もう少し柔軟に対応できるような仕組みづくりを、今後、研究してまいりますとの答弁がありました。

次に、委員より、今回の当初予算編成は、高齢者対策から少子対策へと大きくシ

フトしているように見える。予算の配分に疑問を感じるが、いかがお考えかとの質疑に対し、市長より、高齢者対策については、介護現場の充実を図るため、介護人材確保推進事業を、今回新たに設けるなどしているところですのでとの答弁がありました。

次に、委員より、生涯活躍のまち形成事業、いわゆる美祢市版ＣＣＲＣは既にできている。このことについての今後の取り組み、また、予算のどこに組み込まれているのかお尋ねするとの質疑に対し、市長より、日本版のＣＣＲＣは、当初、健康でアクティブなシニア世代を対象にしたものでした。しかし、現在は、地域包括ケアシステムともリンクしているものだと考えており、地域包括ケアシステムの予算の中でも取り組んでまいりますとの答弁がありました。

次に、委員より、市制施行１０周年記念事業である、美祢市中学生議会開催事業についてお尋ねするとの質疑に対し、市長より、中学生の柔軟な発想、そして、将来にわたって、この美祢市がどうあってほしいかなどの意見を聞き、今後の市政に反映させたいと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、第２次美祢市総合計画策定事業について、その中における、まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけについてお尋ねするとの質疑に対し、市長より、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第１次総合計画の基本でつくられました。当然、いずれの計画も将来の美祢を見据えてつくられた計画です。整合性を保ちながら、第２次美祢市総合計画の策定に進みたいと思っていますとの答弁がありました。

次に、修正案について御説明いたします。委員会修正案は、机上に配付してございます。

本修正案は、平成３０年度当初予算に計上された遠距離通学費補助事業予算について、制度設計の過程に不備があり、本来の行うべき手続である、総合教育会議では、協議、調整されていない。

また、本制度改正は、通学費補助の地域格差を是正するためのものとされているが、通学手段や通学距離の基準等については、より幅広い視点から制度設計されるべきであるとして、議案第１７号平成３０年度美祢市一般会計予算における１０款教育費・２項小学校費、該当は、遠距離通学費補助事業予算のうち、新制度に係る７４万６、０００円について減額の修正を行い、同じく、１０款教育費・３項中学

校費、該当は、遠距離通学費補助事業予算のうち、新制度に係る605万9,000円について減額の修正を行い、減額分の合計680万5,000円を、予備費に計上するとの内容により提出されました。

こののちの、修正案に対する質疑では、提案者に対する質疑及び日を改めまして、市長に対する質疑を行っております。内容として、提出者に対しては、予算修正額の詳細について、また、市長に対しては、新制度の内容等に関し、質疑が集中しました。

主なものとして、新制度策定のプロセスについて、新たな遠距離通学の基準による地域間格差の各通学手段の実態について、財政面を重視した他の事業実施の検討・検証についてなどの問題点について、質疑がなされたところです。これに対し、市長より、通学費補助制度については、今後見直しを図り、よりよいものにしていきたいとの答弁がありました。

また、多くの委員より、反対・賛成討論がありましたが、内容については割愛させていただきます。

修正案に対する質疑等については、以上でございます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第6、議案第17号平成30年度美祢市一般会計予算の討論を行います。

まず、修正案に対する討論を行います。修正案に対する御意見はございませんか。山中議員。

○9番（山中佳子君） 修正案に対する反対討論をいたします。

今回、修正動議として出されました、中学校の遠距離通学費補助金の減額修正案605万9,000円の約65%、399万2,800円が、美東中学校の通学補助費となっています。

平成20年の1市2町の合併後、統廃合された小中学校では、登下校は、スクールバスやタクシーで対応されていますが、40年以上前に、美東町時代に統廃合された美東中学校では、市からの補助があるとはいえ、遠距離通学の生徒の保護者が定期バス料金を負担されています。

先日、バスで登下校している、ある美東中の生徒に、お父さん、お母さんは、毎月4,320円のバス代を出して大変ねと言いました。その子から、でも、美祢市が半分は補助してくれているからという答えが返ってきました。

目からうろこといいでしょうか、保護者の負担を不満とするのではなく、感謝の気持ちをお子たちに伝えようとする、この御家庭のほのぼのとした情景が目につく、心温まる思いがしました。

合併以前から、美東町は厳しい財政状況ではあったと思いますが、地域公共交通の存続のため、路線バスを通学に利用し、交付税措置があるとはいえ、町としての負担も重かったことと思いますが、よく頑張ってこられたなど敬服しています。

合併後10年がたとうとしています、この地域間格差、保護者の負担の存在は、もっと早くに解消されるべき事案だったと思います。合併協定書では、遠距離通学補助制度（中学校）については、新市移行後、当分の間現行のとおりとし、地域の実情を踏まえながら、新たな制度を創設するとあります。当分の間とは、どのくらいの間なのでしょう。

今回、もし条例が改正され、新制度が適用されるなら、美祢地域では、1人当たりの平均補助額は3万5,106円。秋芳地域では1万3,125円、美東地域では19万9,340円と、確かに大幅に美東地域を支援するような補助金投入になります。しかし、通学にスクールバスを利用している秋芳地域や、美祢地域の大多数の保護者は実費負担はありません。

公平性、平等性が言われますが、私は、親の負担を限りなくゼロに近づけることが、公平性、平等性につながると思います。子供たちの安全と保護者の安心の確保は、幾らかかろうと必ず必要なものだろうと思います。

以上のことにより、今回の遠距離通学費補助金減額の修正動議には反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） この修正案に賛成意見を述べさせていただきます。

今、山中議員のほうから反対意見で、美東地域のお話出ましたけど、逆に、問題点を言う前に、旧美祢市においても、昭和36年、大嶺第一中と第二中が統合され、そのときに、私も当然、大嶺一中に行っておりますけど、バス通学された方々は、補助は出ておりません。

その中で、今回、新しい案の中では——旧美東町は、今、4,320円とお話されましたけど、こちらのほうは、遠距離云々で1万5,000円の予算が新案ではついております。そこは、先に述べさせておいていただきます。

それで、今回動議が出されましたけど、今回の問題点としましては、通学支援が3キロになった理由、それから、3キロになる過程、それから、総合教育会議にかけられなかった理由等々があつて動議が出されております。

その中で、今回の問題点の争点は、資料を精査しても結局わからない、資料が残っていないという問題が起きております。その中で、いただいた資料をしっかりと精査し、2回も討論会を行い、その中で、遠距離通学支援、通学困難について、資料を精査しましたが、内容について、わからないところも多々ございます。

その中で、国の交付税措置がある、中学生6キロ、小学生4キロを取りやめ、3キロにするところの、ちょっとメリットがはっきりわかりません。美祢市の合併時、学校統廃合、もともとある通学支援等の条件を、大田地区で、4,320円の負担を補助し、全て一緒に検討する内容から、今回のゆがみが生じているのではないかと思います。

そうした中で、やはり、こういったことは、子供でも大人でも——ちょっと例えを言いますけど——薬飲むときに、錠剤を飲むときに、オブラートで包んで飲むことはございません。粉薬はオブラートです。こういったことを一つの中に、一緒に包み込むことが今回の問題が生じているのではないかと思います。

それを、しっかりと状況を精査することが必要だと思えます。その中でも、特に、生徒・児童の通学支援を考えるのであれば、6キロ、4キロを残し、遠距離通学支援、通学困難をもう一度見直し、統廃合による——これは反対ではございません、美東町のスクールバス4,320円については、しっかりと出してあげることも必要だと、私は賛成意見として思っております。4キロ、6キロ残しながら、本当に困っている、遠距離、いろんな方々について、予算をつけて出してあげるのが、今回の一番の問題点ではないかと思っています。

そうしたことを考えれば、3キロにすることが、中学生も小学生も、今回、私も言いましたけど、幼稚園、小学校の卒業式行って、今から小学校に上がる方、ランドセル、この方も全て中学生と同じような考えで一つにすることが、今回の問題点があるんじゃないかと。やはり、本当に、教育充実都市をするのであれば、本当に、ちっちゃい子供にもしっかり目を向けて、低学年には出してあげる、そういったことも考えることが必要ではないかと思います。

そういったことを含め、しっかり、今回の精査することが必要でありますし、それから、最後に述べますけど、討論会で、岡崎教育長がしっかり発言されたことも精査していただき、通学支援のことを検討することを要望いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 今回のこの動議に反対いたします。児童・生徒の通学費の保護者負担を軽くするために、今回、3キロ以上の児童・生徒にも補助金の支援が提案された通学費のこの補助制度。この補助金の予算を削減するという削減修正動議に反対いたします。

通学についても、地域間の格差を解消してほしいと、保護者の方から要望があります。これに応じて、複数の議員が一般質問でも、このことを取り上げて、市長、教育委員会、執行部に対応を迫りました。市長、教育委員会、執行部はこうした要望に応じて、美東地域だけでなく、全市的に公平に支援するにはどうすればいいのか、観光ルートにもなっている路線バスを維持するにはどうしたらいいのか、いろいろな角度から検討されて提案されたものと思います。

また、通学費の支援について、こうした救済措置に三つの方法があることを知りました。今現在、美祢市で、各地域で実行されている方法です。

その一つは、小学校は4キロ、中学生は6キロ以上の児童・生徒に、通学費について、遠距離通学補助制度が支援されていること。二つ目は、通学困難地域、諸事情で歩いて通学するのが困難な地域に通学支援がされていること。三つ目は、小学校、中学校の統廃合による支援です。通学手段は、スクールバス、スクールタクシー、ミニバス、あんもないと号の利用です。この三つの補助制度です。

あんもないと号は、無料乗車券があります。スクールバス、スクールタクシー、ミニバス、これらには、保護者の負担はありません。美祢地域で、一部路線バスを使用していますが、確認いたしましたところ、保護者負担はありませんでした。路

線バスを利用して通学している美東中学生のみは、年間5万1,840円の保護者負担があることがわかりました。

美東中学校の場合、美祢市の1市2町の合併時に、既に4地区が美東中学校の1校に合併していました。先ほど言いました、三つの補助制度に照らし合わせてみると、美東中学校の場合は、三つ目の統合による支援に当たると思います。美東中学校は、三つ目の統合による通学支援制度を使って救済すべきです。

また、3キロ以上の児童・生徒の支援についても、小学生の場合は、徒歩では約1時間かかります。何らかの形で支援をするという、美祢市全体の子育て支援を応援しようとされた、この通学補助制度です。今回の通学補助金を削減するという修正案に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、修正案の賛成の立場で意見を申し上げます。

きょう、先ほども山中議員から、合併前に統廃合された美東中学校では、市からの補助があるとはいえ、遠距離通学の生徒の保護者が定期バスの料金を負担されています。その金額は、1人、月4,320円、年間5万1,840円の防長バス定期券代を乗車距離に関係なく、一律に支払っているということを言われています。しかし、秋芳地域や美祢地域の大多数の保護者は実質負担がありません、このように言われているわけです。

実際は、今、こちらの美祢地域におきましては、麦川、そういったところ、4キロ以上のところは、バスがないところ、自転車通学をしているわけです。それで、実際、中学校になって、自転車で通うのであれば、この自転車を購入しなくてはならない。3年間もつ自転車といえば、やっぱし、5万円程度の自転車を購入しなければならないということで、この5万を、別に、市から補助があるわけではなくて、親御さんが、皆、支払いしなくちゃならない。実質負担が、もう既にかかっています。そして、通学においては、自転車の維持、パンクしたらパンク代を払わんにやいけんし、故障したら、その負担ちゅうのは、だんだん重なってきます。

そういったところを、美祢地域のほうは何もないようなことを言うてですけど、それがかかっている。また、急傾斜地とかいろいろ通学に困難を来す、こういった地域にあつては、親御さんが、自転車通学も難しいということで、車に乗せて行かなくちゃならない。それには、親御さんの時間的な拘束、また、車の燃料代、さま

ざまな面で、そういった経費、費用もかかっているということを、しっかりと認識はしてはいかなくちゃならないと思っております。

いずれにしても、費用もちゃんとかかっておりますので、今後、さらに、こういった点については、精査をしていただきたいと思っております。

以上をもちまして、修正案の賛成の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） 先ほど、三好議員の意見の中で、「修正動議」に反対という発言がございましたけども、今は、「委員会修正案」でございますので、修正されますか。三好議員。

○8番（三好睦子君） はい、「修正案」に修正いたします。

○議長（荒山光広君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 私も「修正動議」に反対しますと言っておりますので、「修正案に反対します」というふうに訂正します。

○議長（荒山光広君） 「委員会修正案」でよろしいですね。

○9番（山中佳子君） はい。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） この予算の修正案に強く反対です。

通学補助につきましては、水道料金とともに、合併以来、今日までの10年間、地域間格差の象徴でございました。この間、学校の統合などによるスクールバスなどの無料化、人口減による地域社会の環境変化などもありましたが、対策は何らされませんでした。ようやくですが、検討の俎上に上がり、幾度もの検討により、このたびの当初予算案になりました。

長年の懸案でありました、地域間格差を解消すべく、全市にまたがる公平な補助制度が示されました。市民の方の不公平感の解消、そして、通学支援による教育環境の充実ができ、市民の一体感の醸成にも大きく寄与するものと非常に期待をしております。西岡市長初め、執行部の方には、大変御苦勞でございました。

学校の統合などがふえ、児童・生徒の通学環境の変化が著しく、また、働き盛りの方の県外への転出が、県内でも高率ということもあります。また、他市の中学校へ進学する児童もふえており、通学費補助を初め、教育環境の充実は喫緊の課題となっています。

議論の中で、財政負担のことも出ておりますが、このたびの通学費補助の実施に

よる市の負担は、教育委員会の試算によりますと、500万円弱ということになって、残りは国の交付金で補填されるようです。この額が、多いか少ないかは、市民の皆様の判断ですが、ちなみに、ジオパーク推進事業費を見ますと、これが、30年度は6,139万円との予算額になっています。どちらが優先課題だろうかという考えるところもあります。

実施に当たっては、いろいろな問題が出てくることと思いますが、実施することによって初めて、わかってくる問題もあるかと思えます。しかし、これからの教育を考えると、乗り越えなければならない課題と思えますし、それは対応できると思えます。取りかかりは早急に始めなければなりません。逆に、人口減など、いつまでも改革をしないことによるリスクのほうが、とても大きいと思っております。

市長の提案された予算により、美祢市の新しい時代の安全で安心できる、全国に誇れる、通学支援制度をつくり上げてほしいことを切に願い、予算案の修正に対する反対の意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 修正案に賛成をいたします。

何点か申し上げておきたいことがあります。

先ほどから、今回の歳出について、交付税措置があるから実質の市の負担が500万円弱だとか、幾らあるとかというふうな意見が出ます。昨日も申し上げたというふうに思うんですが、市の標準財政規模は約100億です。これは、家庭でいうと通常の収入であります。この100億の中の六十数%は交付税です。自主財源というのは、主に市税を入れると三十数億でしかありません。どういうふうな考え方をすると、国から交付税が来るから、その分だけは市の負担がなくてもいい、こういうふうに聞こえます。

しかし、交付税も市税も一般財源。今回の680万ですか、新たに、この制度を入れれば、新たな財源が要ることにつきましては、交付税の680万か、市税の680万かはわかりません。そういうふうなものの考え方をするような事案じゃ私はないというふうに思います。

その上で、先ほどから同じような指摘がございましたが、平等についてです。制度が平等性を保っているかということなんですが、合併以来10年が確かにたちました。その中で、私は、今回の制度の改正がいけないということは思いません。そ

の中で、ちゃんと平等性、それなりに政策の正論といいますか、そういうものが保たれてれば、私は、それはそれでいいと思っております。

どうしても、美東地域の四千幾らですか、現在、保護者が、4キロ、6キロまでの負担金として、負担をされております。年間5万1,840円、これを負担をされておるわけですが、これを10年されたと言いますが、例えば、皆さんも同じようにもらわれたと思いますが、この資料、伊佐中ですとか、大嶺中とか、一部の方、本当、数名です、バス通学をされている。あとは補助制度はなかったように書いてあります、ゼロです、ゼロなんです。

じゃあ今度、制度改正を、仮に、これをするとして、美東地域の方は、この保護者の負担もゼロになるわけです、全額負担。美祢地域の方、中学生、ようやく1万5,000円がもらえるようになる。この遠距離もあるんです、ものすごく。どういうふうにしたら、平等な考え方というか、できるかということは、やはり、もう少し考える必要があると思います。この1万5,000円というのは年間ですから、3年間で、先ほど、ちょっと岡山議員の話に出ましたが、3年間通学するぐらいの自転車買うぐらいでしょう、4万5,000円。

もし、親がマイカーで送るんだったら、これ、ガソリンの計算がしてあります。親の役務費といいますか、その労働に対してのあれは全然ありません。

ですから、それがいいとか悪いとかじゃないんです。そういうことも見た上で、やはり、はかりにかけるといいますか、平等性を議論をするべきです。

既に、美東地域の場合は、要するに保護者の負担もありますけれども、路線バスの自己負担以外は定期券が出ているわけでしょう。秋芳地域の中学校が合併をするまでは自転車です、2,500円しか出ていません。合併して、ことしで3年目になるのかな、合併の条件で、確かにバスが出ます、スクールバスが出ます。しかし、これも、ことしで3年目じゃないですか、今の論法でいくと、合併して10年、秋芳地域も2,500円でこらえてきていた。

きちんと、やはり評価をした上で、さらに新しい制度になって、公平性が保てるかどうかの議論をしないと、私は、美東地域の保護者の負担を救うことがいけないとかと言うんじゃないんです、そうしてあげたい、電話もかかってくる。でも、全体を見たときには、決して美東地域が不利だということにもならないと思いますよと言ったら、説明をすると、わかってもらえます、大体。でも、やっぱり大変だ

から、何とか早く、少しでも補助してほしいと言われます。そうですねと言うしかありません。

そういうもんじゃないかなというふうに、今、思います。一方的に聞くと、非常に不公平があつてというふうに聞こえるんですけども、私は、そんなことないというふうに思っております。ほかの方の御意見もあるでしょうから譲りますが。

それと、もう一つ申し上げておきますが、やはり、美東地域とか、負担の大きいところに手を差し伸べてあげれる政治でありたいというのは、私も否定はしませんし、先ほど言いましたように、そうあるべきだというふうに思うんですが、教育における通学、義務教育。義務教育って何でもかんでも親の負担はゼロなんだという考え方は、私は、違うんじゃないかなと思うんです。それに、現実としてできないわけです、だから3キロの線を引いたわけです。

その上で、何度か申し上げますが、教育行政の執行機関である教育委員会で、その辺の議論がしてほしいんです、どうなんですかというの。市長よりも、あそこのほうが執行権があるんです、教育行政に関してはというふうなことが書いてあるんです。その上で、やはり通学費がどうあるべきかということも、俎上にのせるべきだというふうに思っております。

まだ幾つもあるんですが、時間がかかりますのでこれにします。ここで置きますけれども、以上のことを申し上げて、やはり、今回、一呼吸といいますか、もう一度精査をしながら、均衡のとれた補助体制にするべきだということを申し上げて、賛成討論とします。終わります。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。杉山議員。

○2番（杉山武志君） 私は、修正案に反対の立場でお話をさせていただきます。

予算決算委員会等の中におきましても、市長の口から、子供たちの安全というお話が出ておりました。子供たちは、従前に比べて数が減っております。1人で通学する子、その子供たちの安全ということを考えると、やはり、バスですとかそういったことを考えていきたいなというのも当然だろうと思います。

また、今、お二方からお話がありましたが、美祢地域においても、結構な距離を通っておられる生徒の方もいらっしゃいます。お話がありましたけど、自転車を購入したり、保護者の方が送迎をしておられるんだらうと。そういう方々に、より早く支援をしてあげるべきだと思いますので、この修正案に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私は、賛成の立場から発言をします。

予算委員会、それから、条例改正等について、その中でもいろいろ申し上げました。反対の皆さんの意見は、一日も早く父兄の皆さんの負担を軽減していただきたいと、こういうことなんです。それは確かにそうなんです。私たちもそう思います。

しかしながら、これを決めるまでのプロセスがよくないよと言っているわけです。

それから、ある議員さんが、美祢地域は負担がないとおっしゃったんです。美祢地域は、6キロ以上超えたときの2分の1しか補助していません。従って、美東地域よりは大きな負担をしているのは事実なんです。

もう1点は、美東中学校は合併したための、いわゆる通学支援ということで、ちょっと意味合いが違うんです。きのうも市長答弁の中に、18ページやったですか、2キロ、3キロで検討したよとおっしゃったんですが、あれは統合の場合なんです。美祢地域は、統合は、かつて伊佐小しかなかったんです。それから、中学校は、一中、二中というのは、かなり昔の話なんですけど確かにありました。そのときも、いろんな通学支援ということで、遠距離は使わなかったんです。特別に、もう統合したということが前提条件なんです。

今回皆さんが比較されているのは、美東中の統合の中身と、どういうわけか小学校の統合と比較されているんです。だから、美祢地域はただじゃないか、美東は負担があるじゃないか。

私たちは、その負担を反対した覚えは一度もありません。むしろ、討論会の席では申し上げていると思います。時限立法で条例をつくられて、美東地域の月間四千何がしかを、それは見てあげたらどうなんかと。そして、これ以外に、例えば、2年なら2年、3年なら3年以内に期限を切ってやられて、スクールバスをやったらどうですかと、けさ早朝に、予算委員会の中でもある議員がおっしゃったですね、スクールバスやったら、五百何万のあれがありますよとか、おっしゃったです。私も、そう思っているんです。ですから、討論会のときも、そうした方法でやるほうが、むしろ公平性は保てるんじゃないですかと言っているわけです。特殊な事情と通常とを、一つの——オブラートとおっしゃったですけど——一つの中に詰め込もうとするのに、大きな無理が生じた。従って、7.8キロでも1万5,000円ですか、2.5でも1万5,000円ですかというような、それが公平と言えます

かと、私は申し上げました。

具体的なことはさておきまして、もう一つ訂正をしておかなくちゃいけないのは、この条例を12月に、もし出せば、12月に補正を組まなくちゃいけない、これも間違いでございます。条例の施行日がいつなのかというのが問題なんです。それによって、予算をやっていく。従って、9月にもし、このことが出たとして、可決して、4月1日からということになれば、周知期間もあるし、予算の編成もやる、これが手続だと思います。その辺は、若干誤解をされた発言じゃないかなと、こういうふうに思っております。

もう1点、これも、ある議員がおっしゃったんですが、秋芳地域、美祢地域の大多数の保護者は実費負担はありませんと、こう発言されておられます。これも間違いでございますので、テレビの前で訂正をさせていただきたいと思っております。

ただ、歩いて、自転車でも、保護者が送迎されても、1万5,000円だと答弁がございました。そのことについては、私は、むしろ不公平さが生じるんじゃないかなと、こういう気はしております。

従って、このたびの制度改正は、美祢市の教育行政の憲法とも言える、いわゆる美祢市教育振興基本計画との整合性を図っていないだけならともかく、総合教育会議にも審議されておられません。従って、予算やヒアリングの段階で、突如3キロというのが、1月の15日の資料から浮かび上がっております。

こうした拙速な、議論が十分交わされないままに出されて、いわゆる中学生の6キロ、小学生の4キロという、それを超したときに交付税が出る対象のものを全てを3キロ、そして、1万5,000円という数字が出てきました。そういうことの、私たちも精査をしましたが、どうしても平等性が見出せなかったばかりか、逆に差別が顕著な状況に見受けました。

私は、そうした、逆に差別がきちっと出てきたという中で、本当に、児童・生徒の教育の観点を鑑みて、私は、非常に美祢市の教育に携わるといいますか、行政の皆さんに対して、大きな不安を感じました。

しかしながら、討論の中で、教育長が、しっかりと、教育長の立ち位置の中で御説明をいただきました。そこでは、安心をいたしました。私は、教育者の専門ではありません。従って、教育とは何かということにつきましては、専門家に委ねますが、制度改正の手法といいますか、そして、財政的な検証、こういうものを、や

っぱし十分やっていたきたい。

ある議員さんに言われたら、たかが600万じゃないかというようなニュアンスの発言もありました。私は、そんなもんじゃないと、もっともっと精査していきますと、いろんなことでまだふえていく。そういう数字をつかまえた上で、不公平さが生じてきているというふうに思っております。

最近、特に言われていますのが、持続可能な地域社会を子や孫にどう引き継いでいくのかということになりますと、極めて財政的な問題、それから、政治的な施策は重要なものになってくるだろうと思うんです。

先ほども申し上げましたように、最後に、国交省が、去年の3月に出しております「スクールバスと路線バスの役割分担による効率的・効果的なバスネットワークの形成に関する調査」ということで、これは四国地区をやっております。

そうした中で、国交省が示しているのは、スクールバスを住民の皆さんの供用にしてもいいと、ただし無料です。無料でやる場合は、陸運局の許可が要りませんので、国交省では、それも検討していくべきだと、こう指摘しております。

もし、料金を取るならば、これは陸運局の許可をとればいいと、それについては、何項目か、文科省のほうには条件がありました。それも討論会の中で、全部美祢市の場合はクリアできる、難しい問題ではなかった。ならば、最初に申し上げたように、時限立法で、美東地域の統合した特殊なものについては、救済措置ができるんじゃないんですか。

その上で、スクールバスを入れるとか、あるいは、市長もやっておられる公共交通のあれをどうするか、もっともっと高い位置から、全庁的に、横断的に判断をしていただいて、見直していただきたいなど。どうしてもとおっしゃるならば、先ほど申し上げたように、時限立法でも方法はあるんじゃないかと、こういう意見を添えて賛成といたしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。下井議員。

○11番（下井克己君） 修正案に反対の意見を述べさせていただきます。

討論会等で、修正すべき点があるんじゃないかという感じは持っております。でも、実施されながら、その中で見直していってもよいのではないかと感じております。

遠距離通学を行う児童・生徒に対し、通学に要する経費等を補助することにより、

当該関係者の負担軽減を図り、若い世代の定住のため、また、他市への転出がないようにするためにも、早期実現すべきと思いますので、修正案に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） 賛成、反対の御意見が出ております。

先ほど竹岡議員も申されたかと思えますけれども、昨夜からの総括質疑の中で、西岡市長が言われた、まさに、ばらまきとも言える——恐らく、このたびの大義名分は格差是正、親の負担の軽減をするということが、錦の御旗であったというふうには思っております。

しかし、昨日の答弁では、親が送迎しようと、自転車で通学しようと、なおかつ歩いて行こうとも、その人たちにも、みんな一律1万5,000円を補助しますよという発言がありました、びっくりしました。歩いて行く方にもお金あげますよということですよ。まさかそこまで言われると思っていませんでした。

そこで、美祢市長西岡晃殿に、あなたのこれまでの市政運営を危惧する者といたしまして、美祢市議会の会派、政和会、新政会、そして、無所属であります猶野議員、そして末永議員、そして公明党の岡山議員、この連名で申し入れをしておきたいというふうに思います。

あなたが市長に就任されまして、この2年間、我々は、市の重要な施策、事業に対しては、市の各種計画との整合性、将来における財政負担の検証の必要性、政策決定を行う場合は、その経緯の透明性の確保、また、一つの地域に偏りのない、市全体の視点から福祉向上を図るバランス感覚を重視するという、一貫した考え方を訴えてまいりました。

その考えのもとに、過去の議会において、我々は、一般会計予算の議案の修正、また、条例案の否決など、本市の将来を見据えた、是々非々の議論をしてまいったと自負しておるところでございます。

このたびの定例会の審議の対象とされた、小中学校の通学費補助に係る新制度については、本市のこれまでの通学費支援の考え方を大きく転換される条例改正、並びに一般会計の固定費の増加を伴う重要な案件であります。我々が、再三にわたり訴えていたことの多くを無視された制度改正であると考えております。その理由を以下のとおり申し述べたいというふうに思います。

1点目といたしまして、新制度の策定に当たり、財政上有利な他の方法での事業

実施に関する検討検証が不十分であると。これは、本市における恒常的な経費を短絡的かつ場当たりの対処により、むやみにつくり出す行為であり、市長として、本市、行財政を任されていることの認識が甘いと言わざるを得ないと思います。

2点目といたしまして、協議されるべき公の場での協議がなされておらず、政策決定に至るまでの協議記録がないばかりか、市長答弁においても、新制度設計に至る経緯についての、実に、ここが曖昧なところであります。

このような不明瞭な行政手続により、議会に議案が提出されたことは、まことに遺憾であるというふうに思います。

さらに、地域格差解消のため、全市統一的な補助基準としたとされておられますが、遠距離通学と通学困難地域の通学支援の考え方を混同したために、制度内容に大きな矛盾が生じているところであります。

また、距離基準を統一したことで、新たな地域間格差や通学手段別の格差が生じている実態が浮き彫りになってきております。

全市統一的な基準とは、断じて言えないというふうに、私は思います。地域間格差が広がるような、このたびの案件が、今後も議会に提出されることは、我々は望みません。

確かに、住民の意見や要望に対して、応えていくことも、首長の責務であることは理解をしております。しかし、密室で行われる移動市長室に象徴されるように、ポピュリズムに陥り、市政を執行されているのではないかとの懸念は拭い切れません。これは、本市の将来を預かる首長として絶対あってはならないことだと、私は思います。

あなたと我々は、本市の将来像に対する考え方は違えども、市政の発展を願う思いは一緒であるというふうに理解をしております。

あなたにおかれましては、以上、申し上げましたことを真摯に受けとめられ、今後の市政運営の職責を全うされるように、切にお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認めます。

これより、議案第17号の修正案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、

修正案可決であります。修正案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、修正部分を除く原案に対する討論を行います。修正部分を除く原案に対する御意見はありませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この一般会計予算に賛成をいたします。

市民の皆さんが署名をされ、子供の医療費が中学校を卒業するまで無料になりました。また、児童・生徒の通学費の保護者負担を軽減される予算でもありました。

市民の皆さんが市役所にはなかなか行けない、こういったことに応じて、税金等、コンビニ収納が実現したこと、また、かつてからの要望でありました、美祢青嶺高校への通学便が改善されるなど、市民の皆さんの要望が届いた予算だと思い、賛成いたします。

事業の中に、J-A L E R T受信整備事業があります。これは、ミサイル攻撃に対する有事態勢と一体のもので、明らかに防災の範囲を逸脱していると思います。この事業には賛成できませんが。

また、小学校の道徳の教科が評価対象になる、指導書整備事業は、何でも言うことを聞く、おとなしい子供をつくることになりかねません。伸び伸びとした、自分の意見を持つ人間形成のこの時期に、道徳の採点評価をするべきではないと考えます。これらの事業に賛成するものでもありません。

国策といえども、市民にとって不利益な施策は行わないように願うものです。

財政面について御意見がありました。国の2018年度の軍事予算の総額は約5兆2,500億円で、過去最高となっています。この軍事費を削ることで、地方自治体に財源が回るのではないかと思います。

市長さん、全国市長会に御出席の際は、国の財政の使い方について、軍事費を削って、財政を地方にも回していただくよう伝えていただきたいと思います、私の賛成意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ちょっと聞いちゃって、わからんですが、ほとんどが反対と言いながら、賛成という討論、そういう討論やってもいいですか。私はどうもわかりません。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 済みません、ほとんどと言いましたかね。（発言する者あり） J-ALERTについては反対と言いました。

○議長（荒山光広君） なかなかちょっとわかりにくいんですけども、この一般会計について賛成ということですね。その中の一部の事業なり、一部の項目については反対があるということですか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この予算の中に、先ほど申しましたように、J-ALERT、また、マイナンバーとか、市民の暮らし……（「それなら反対では」と呼ぶ者あり） いえいえ、反対ではありません。

市民の皆さんが願っている、この子供の医療費とか、たくさんのが、要望が実現している予算なので賛成いたします。

中には、先ほど言いましたようなこともあります。これについては、検討していただくように、そのつもりで言いましたが、予算には賛成の意見といたします。

○議長（荒山光広君） 一議員としての御意見でございますので、尊重はいたしますけれども、賛成ということによろしいですね。

○8番（三好睦子君） はい。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認めます。

これより、議案第17号の修正部分を除く原案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、修正部分を除く原案について可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、修正部分を除く原案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。この間に、会派代表者会議、議会運営委員会及び議員全員協議会を開催いたします。よろしくお願ひします。

午後3時04分休憩

午後3時45分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

ただいま机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第8号の2）及び議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。この際、日程第7及び日程第8を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7及び日程第8を日程に追加することに決しました。

日程第7、議案第58号から日程第8、議案第59号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成30年第1回美祢市議会定例会に提出いたしました議案2件について御説明申し上げます。

議案第58号は、美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、その他、市が指定の権限等を有する介護サービスの事業に関する基準省令が改正されたことにより、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第59号は、美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

これは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、介護保険法が改正され、これまで県が行っておりました、指定居宅介護支援事業所の指定の権限等が、平成30年4月1日か

ら市に移譲されることに伴い、市において、基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提出いたしました議案2件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第7、議案第58号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第59号美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。この間に、総務民生委員会の開催をお願いいたします。

午後3時50分休憩

午後4時55分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によってあらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後5時03分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。

本日開かれた総務民生委員会の審査過程において、議案第58号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についての条文中の文字に誤りがあり、執行部より、正誤表が提出されましたので、ただいま机上に配付いたしております。

日程第7、議案第58号及び日程第8、議案第59号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、本日開催いたしました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案2件について、委員全員出席のもと慎重に審査しましたところ、全員異議なく、全会一致にて全て原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における質疑について御報告いたします。

議案第58号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、委員より、身体的拘束等の禁止についての規定が追加されるが、内容についてお伺いするとの質疑に対し、執行部より、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、介護従事者等へ周知徹底を図ることや、介護従事者等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を、定期的に実施することになっていきますとの答弁がありました。

その他質疑はございましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上もちまして、常任委員長の報告を終わります。

日程第7、議案第58号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第59号美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、平成30年第1回美祢市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時08分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月29日

美祢市議会議長

会議録署名議員

//